輸出令別表第1の解釈

<輸出令別表第1の5の項の解釈>

<制山で別衣弟1の3の頃の牌秋/		
繊維(有機繊維、炭	次のいずれかに該当するものを	
素繊維及び無機繊	含む。	
維を含む。)	イ. 連続したモノフィラメント、	
	ヤーン及びロービング	
	ロ.テープ、ファブリック、ラ	
	ンダムマット及びブレイド	
	ハ. チョップされた繊維、ステ	
	ープルファイバー、繊維を集	
	めて作ったブランケット	
	ニ. 単結晶又は多結晶のウィス	
	カー(あらゆる長さのものを	
	含む)	
	ホ.芳香族ポリアミドパルプ	
貨物等省令第4条	板、棒、シート、塊、管及び線の)形状(航空機用又は船舶用につい
第二号の成型品	てはあらゆる形状)のものをいう	•
		次のいずれかに該当するものを除 く イ 民生用に設計されたスポーツ
		用、自動車用、工作機械用及び
		医療用の成型品 ロ 4の項で掲げる民間航空機の
		補修のための成型品(炭素繊維
		にエポキシ樹脂を含浸したもの
		<u>に限る)</u> であって、次のすべて
		に該当するもの (一)面積(最大投影面積をいう。)
		が1平方メートル以下のもの
		(二) 一辺の長さが2. 5メート
		ル以下のもの (三)幅が15ミリメートルを超
		えるもの
貨物等省令第4条		繊維を二次元に織り込んだ成型品
第二号ロ(一)の炭		又は半製品であって、金属の焼き
素繊維を使用した 同号ロの成型品		戻し用の熱処理炉又はけい素ブー ル製造装置用に設計されたものを
, , , , , , , , , , , , , , HH		除く。
·		